(入札説明書別冊)

機材仕様書

案件名: マーシャル諸島共和国感染症対策特別機材供与 （特定感染症（フィラリア)）向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目: 付属書 1「機材仕様明細書」に示すとおり

2　納入条件:

(1)価　　格　機材の指定仕向地持込渡し（関税抜き）DAP 価格（輸送費・保険料込み）
ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行う。必要に応じ受注者は任意の貨物保険に加入し、損害発生の場合は受注者が保険求償するなどして代替品を納入するものとする。

(2)梱　　包　空送梱包
梱包の仕様は付属書 2「梱包条件書」に示すとおり

(3)輸送方法　空送

(4)陸揚空港　マーシャル諸島マジュロ空港

(5)船積地　　オーストラリア国内

(6)指定仕向地（納入場所）：マーシャル諸島共和国マジュロ
Ministry of Health, Majuro, Marshall Islands

(7)宛先等

（Consignee）Medex Ken Jetton, Ministry of Health, Republic of Marshall Islands
Ministry of Health
P.O. Box 16, Majuro, Marshall Islands 96960
TEL: +692-625-5660　　FAX: +692-625-3432
E-Mail: kkjetton@hotmail.com

(Notify Party)
-JICA Fiji Office (Attention: Mr. Shinya Matsuura)

Address: Level 8, Suva Central Building, Corner of Pratt Street and Renwick Road, Suva, Republic of Fiji Islands
TEL:＋679-330-2522　　FAX:+679-330-2452
E-Mail:Matsuura.Shinya@jica.go.jp

-PacELF Office (WHO) (Attention: Dr. Kim Sung Hye)
Address: Mataika House, Building 30 Tamavua, Suva, Republic of Fiji Islands
TEL: +679-332-0066, 3346　FAX: +679-332-0344

マーキングは、付属書２「梱包条件書」に示す方法により行う。

(7)納入期限　平成 25 年 5 月 31 日

3　銘板：英文品名:製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

4　検査：

(1)納品検査　機構の指名する立会検査人が上記 2（6）の指定仕向地（納入場所）にて品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。契約者の検査立会は義務付けない。

(2)検査の判定　上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は納入期限内に完了すること。

5　輸出許可：　受注者は、納入する機材に関して、出荷国及び仕向け国における輸出入安全管理に関する法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式(契約締結後配布)により報告の上、必要に応じ輸出許可を取得しなければならない。輸出許可申請に必要なプロジェクト情報などは、機構が受注者に必要に応じて提供する。

6　提出資料：受注者は、当該機材に次の資料を同梱すること。

提出資料名	同梱用	機構提出用
取扱説明書(英文)	要（各１部）	不要
その他	不要	不要

※詳細は機材仕様明細書を参照

7　特記事項:

(1)据付技師の派遣

不要

(2)有効期限

新品であること。仕向国に到着時に 1 年以上の有効期限が残存していること。

(3)特殊梱包

2℃から 8℃の冷蔵を保持し、空送に耐えうる梱包

8　支払い条件：

（1）前払いは認めない。

（2）受注者は、納品検査合格後、適正書類の提出を持って発注者に対し支払いを請求できるものとする。

以上

機材仕様明細書

（機材仕様書附属書１）

マーシャル諸島共和国感染症対策特別機材供与　（特定感染症（フィラリア））

番号	機材名	仕　　様	参考銘柄 （ﾒｰｶｰ名等）	数量
1	ﾌｨﾗﾘｱ抗原簡易検査ｷｯﾄ	（仕様）使用目的：全血、血清又は血漿中のﾊﾞﾝｸﾛﾌﾄ糸状虫抗原の		
	The Filariasis Rapid	検出		
	Assessment Kit	免疫ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨを利用したﾌｨﾗﾘｱ抗原簡易検査試薬と血液		
		試料の採取で必要な機材を含む 1 式。		
		ｷｯﾄ1 式の構成：		
		1）ﾌｨﾗﾘｱ抗原簡易検査試薬（2 箱）		
		銘柄： BinaxNOW Filariasis Test (Binax, Inc,米国)		
		海外製造販売元： Alere (ｵｰｽﾄﾗﾘｱ)		
		海外代理店： Boucher & Muir Pty Limited (ｵｰｽﾄﾗﾘｱ)		
		製造番号： BN620-000		
		包装： 1 箱 25 ﾃｽﾄ入り(個包装)		
		標準付属品： 毛細管（25 本／箱）		
		公称容量：10μL、目盛線：10μL、		
		全長：140mm 程度		
		英文取扱説明書（1 部／箱）		
		有効期限： 新品であること		
		仕向国に到着時に 1 年以上の有効期限が		
		残存していること		
		貯蔵方法： +2～+8℃		
		2）採血穿刺具（50 本）		
		別途、専用の穿刺器具を必要としないこと		
		単回使用で使い捨て、滅菌済み		
		組成： ｽﾃﾝﾚｽ鋼		
		梱包： 個梱包		
		有効期限： 新品であること		
		仕向国に到着時に 1 年以上の有効期限が残存している		
		こと		

機材仕様明細書

（機材仕様書附属書１）

マーシャル諸島共和国感染症対策特別機材供与　（特定感染症（フィラリア））

番号	機材名	仕　　様	参考銘柄（ﾒｰｶｰ名等）	数量
1	ﾌｨﾗﾘｱ抗原簡易検査ｷｯﾄ	3)　ｱﾙｺｰﾙ脱脂綿(50 包)		
	つづき	成分：ｲｿﾌﾟﾛﾊﾟﾉｰﾙ 70vol%又は同等の効力を有するも		
		の、精製水適量		
		展開時ｻｲｽﾞ：65×30mm		
		包装：脱脂綿 1 枚、個包装		
		有効期限：新品であること		
		仕向国に到着時に 1 年以上の有効期限が		
		残存していること		
		4)　綿球(55 個)		
		単回使用で使い捨て、未滅菌		
		素材：綿 100%		
		重量：0.6g程度／個		
		包装：55 個／袋		
		5)　検査用手袋(5 双)		
		単回使用で使い捨て、未滅菌		
		形状：5 本指、拳部、そで部		
		ﾊﾟｳﾀﾞ無し又は低ﾊﾟｳﾀﾞ		
		素材：天然ﾗﾃｯｸｽｺﾞﾑ		
		ｻｲｽﾞ：大		
		包装：個包装(1 双)又はﾊﾞﾗ包装		
		6)　採血穿刺具廃棄用容器(1 個)		
		ﾊﾞｲｵﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｰｸ付、耐貫通性		
		材質：ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ		
		容量：上記 2)採血穿刺具の数量を保管できる容量		
		であること(250～500mL 程度)		
		7)　感染性廃棄物用袋(1枚)		
		ﾊﾞｲｵﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｰｸ付、ﾘｰｸﾌﾘｰ		

機材仕様明細書

（機材仕様書附属書１）

マーシャル諸島共和国感染症対策特別機材供与　（特定感染症（フィラリア））

番号	機材名	仕　　様	参考銘柄（ﾒｰｶｰ名等）	数量
1	ﾌｨﾗﾘｱ抗原簡易検査ｷｯﾄ	材質：ﾋﾞﾆｰﾙ		
	つづき	寸法：260×160mm 程度		
		8）外箱(1 箱)		
		上記 2)～7)のｱｲﾃﾑを保管して納入のこと		
		通常の取扱い、輸送及び保管中に内容製品を適切に		
		保護できる強度であること		
		ｻｲｽﾞ：奥行 240×幅 150×高さ 95mm 程度		
		【銘柄指定】The Filariasis Rapid Assessment Kit (RAK pack)	Boucher & Muir	50
			Pty Limited	
		[構成]		
		（1 ｷｯﾄ当り内訳）		
		1）BN620-000 BinaxNOW Filariasis Test		
		(25 tests/box x 2 boxes/kit)		
		2）Blood lancet (50 pcs./kit)		
		Sterile, single use		
		Material : Stainless steel		
		3）Alcohol swab (50 pcs./kit)		
		Individually packed and pre-saturated with 70%		
		isopropyl alcohol or equivalent		
		Wipe size : 65 x 30mm		
		4）Cotton wool ball (55 pcs./kit)		
		Non-sterile, disposable		
		Material : 100% cotton		
		Weight : Approx. 0.6g per ball		
		Size : 55 balls per bag in a plastic bag		
		5）Examination gloves (5 pairs/kit)		

機材仕様明細書

（機材仕様書附属書１）

マーシャル諸島共和国感染症対策特別機材供与　（特定感染症（フィラリア））

番号	機材名	仕　　様	参考銘柄 （ﾒｰｶｰ名等）	数量
1	ﾌｨﾗﾘｱ抗原簡易検査ｷｯﾄ	Non-Sterile, disposable		
	つづき	Powder free or low powder		
		Material : Natural latex		
		Size : Large		
		6)　Sharps container (1 only/kit)		
		Puncture resistant		
		Material : Plastic		
		Size : 250 to 250mL		
		7)　Biohazard waste bag (1 only/kit)		
		Complete with a biohazard symbol mark		
		Leak proof		
		Material : Plastic		
		Dimensions : Approx. 260 x 160mm		
		8)　Cardboard box (1 only/kit)		
		Plain, suitable to house the above consumables		
		from 2) to 7).		
		Dimensions : Approx. 240 (L) x 150 (W) x 95 (D) mm		
		（海外代理店連絡先）		
		Company name: Boucher & Muir Pty Limited		
		Contact person: Mr. Jamie Soper, Executive Manager		
		South Pacific Islands		
		Address:　P.O. Box 333, North Sydney NSW 2059,		
		Australia		
		Telephone number : (612) 9431-6333		
		Fax number : (612) 9906-7147		
		E-mail address : sales@bnmgroup.com		

（機材仕様書附属書2）

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

(宛先) Ministry of Health

(仕向地)　Majuro, Marshall Islands

C/NO.

(2)サイド・マーク(赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK 等)

2　梱包条件(空送)

空送を予定されている資機材の梱包は、次の条件によるものとし、その他必要事項については、原則として海送の梱包条件に準拠するものであること。

(1)精密機械のような特別配慮を要する資機材を除き、梱包はJIS　Z　1506及びJIS　Z　1516以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボールにより、かつ　JIS　Z1507の規格を満たす形状の箱とすること。

(2)精密機械のような特別配慮を要する資機材については、輸送業者の専門的見地を踏まえて空送に耐えうる梱包を行うこと。

3　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。
②木材梱包とする場合は、次の条件によること。
・重量が500kg未満の場合は、JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。
・重量が500kg以上の場合は、JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。
④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。
①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。
②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。
③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。
①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。
①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。
②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。
①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内

容品は一致させること。
②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。
③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

4.その他
仕向地への航空機の搭載制限を超えないよう梱包すること。

以上

（機材仕様書附属書３）

輸送条件書

１　業務内容

（１） 指定仕向地までの輸送手配
（２） 指定仕向地における輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明書等）の確認と取得手配
（３） 輸出許可取得手続き（必要に応じ）
（４） 通関・船積み書類（Airway Bill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
（５） 輸出通関手続き（輸出申告者（shipper）の名義は受注者 on behalf of JICA とすること）
（６） 危険品がある場合の諸手続き
（７） 貨物保険付保
（８） 経由国を通過するための諸手続き
（９） 相手国政府の責任と費用負担による輸入通関の後の指定仕向地（納入場所）までの内国輸送
（１０）上記に付随する業務

２　輸送条件

（１） 船積地　オーストラリア国内
（２） 陸揚空港　マーシャル諸島マジュロ空港
（３） 指定仕向地（納入場所）
　　マーシャル諸島共和国マジュロ
　　Ministry of Health, Majuro, Marshall Islands
　　＊輸送は指定仕向地まで行うものとする。
（４） 輸送方法　空送
（５） 仕向地引渡し条件
　　DAP の輸送手配：納入場所で荷下ろし、納入場所が指定する保冷倉庫に機材を搬入すること。
（６） 受注者は、指定仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。
（７） 陸揚げ空港から指定仕向地までの陸上輸送においては、現地の通関、輸送の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段・ルート、コンテナは買い取りか借上げかなどについて比較検討のうえ、安全で効率的な輸送サービスを選択すること。上記（４）で指定のない限りコンテナは買取りおよび借上げのいずれでも可能であるが、先方政府やコンサイニーの事情など理由の如何を問わず、引取期間が長引いても延滞料金は支払われない。
（８） 相手国における輸入通関手続きは、コンサイニーの責任と費用負担で行う。受注者は免税手続きが速やかに行えるよう必要書類を遅滞なく提出し、またコンサイニーの輸入通関手続きを側面支援すること。書類提出が遅れることで通関手続きに想定以上

の日数を要して納入遅延が発生した場合、納期遅延とみなされる。

3　貨物海上保険

（1） 機材の指定仕向地（納入場所）での検収までの船積み、空送、内国陸上輸送、保管中の事故に備え、必要に応じ、受注者は任意に選定した保険会社のオールリスク条件の保険等に加入する。保険人は受注者とする。

（2） 損害発生の場合、受注者は自らの責任で保険求償を行い、代替品納入あるいは修理を行う。

4　支払関係書類

（1） 輸送書類（英文）

（ア）受注者は、以下の書類を発行され次第、機構およびコンサイニーに速やかに提出すること。

ア） 空送の場合、発送後速やかに提出すること。

提出書類名	機構提出用	コンサイニー用
①船荷証券*（Airway Bill）	副3通	正1通、副2通
②商業送付状**（Invoice）	正1通、副2通	正1通、副2通
③梱包明細書（Packing List）	正1通、副2通	正1通、副2通
④梱包材熱処理証明書（必要時）	副3通	正1通、副2通
⑤輸送報告日程カード（予定・確定）	副3通	正1通、副2通

*船積空港から指定仕向地までの一貫した輸送責任を有する、コンサイニー宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。Shipperは「受注者 on behalf of JICA」とする。

**書式は受注者のものを使用する。コンサイニー宛として受注者署名入りとする。

（イ）Airway Bill、Invoice、Packing Listには、以下の文言を記入する。

“The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

（ウ）受注者は、船積予定日の7営業日前までに輸送日程報告カード(予定)、Airway Bill、Invoice、Packing Listを提出すること。

（エ）その他　特になし